

国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 10 月 29 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の税率の特例を定めるため、条例の一部を改正するものである。

国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案

国立市市税賦課徴収条例（昭和 29 年 6 月国立市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 18 条の 23 の次に次の 2 条を加える。

（令和 3 年度分の都市計画税の税率の特例）

第 18 条の 24 令和 3 年度分の都市計画税の税率は、第 123 条の規定にかかわらず、100 分の 0.25 とする。

（令和 4 年度及び令和 5 年度の各年度分の都市計画税の税率の特例）

第 18 条の 25 令和 4 年度及び令和 5 年度の各年度分の都市計画税の税率は、第 123 条の規定にかかわらず、100 分の 0.26 とする。

附 則

この条例中附則第 18 条の 23 の次に 2 条を加える改正規定（附則第 18 条の 24 に係る部分に限る。）は令和 3 年 4 月 1 日から、その他の規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。